

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則
保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示
町等の区域の新設等

◇公安告示
銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

◇内水面管理委告示
あゆの採捕の禁止

◇公 告
宅地建物取引主任者資格試験の実施

規 則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十一号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「二万円」を「二万一千円」に改め、同項第二号中「五千円」を「五千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 昭和五十四年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係

る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十二号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「二十十円」を「二百六十円」に改め、同項第二号中「千七百九十円」を「千九百三十円」に改め、同条第三項中「千七百九十円」を「千九百三十円」に改める。

第六条第二項中「四百七十円」を「四百九十円」に改め、同条第六項中「一万五千円」を「一万六千円」に改め、同項第二号中「千八百円」を「千九百八十円」に、「三千六十円」を「三千二百四十円」に、「三千四百二十円」を「三千六百九十円」に、「四千七百七十円」を「五千四十円」に改める。

第七条第二項中「七千五百円」を「八千三百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて、昭和五十四年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十三号

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第十三号)中第二条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、昭和五十四年六月一日とする。

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十四号

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則（昭和四十年十月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（料金の減額の対象とする自動車）

第六条 条例第三条の規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条の規定による普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち次に掲げる自動車（事業用の自動車を除く。）で、条例第三条に規定する者又はこれと生計を一にする者が所有するものとする。

一 専ら人を運搬する構造の自動車

二 専ら貨物を運搬する構造の自動車で物品積載設備と乗用設備とが兼ねられているもの

（料金の額から減額する額等）

第七条 条例第三条の規定により料金の額から減額する額は、条例第二条

の料金の額の五割に相当する額とする。

2 条例第三条の規定により料金の減額を受けようとする者は、料金の納入場所において、係員に、その者の住所を所管区域とする福祉事務所の長が交付する割引証を提出し、及び身体障害者手帳を提示しなければならない。

附 則

この規則は、昭和五十四年六月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十四号から第六十五号の四までを次のように改める。

百六十四 狩猟免許手数料

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年

法律第三十二号）第七条第三項各号に掲

げる者に係るもの

二千円

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改

正する法律（昭和五十三年法律第七十六

号）附則第三項に規定する者に係るもの

その他の者に係るもの

百六十五 狩猟免許再交付手数料

百五十五の二 狩猟免許更新手数料

百六十五の三 狩猟者登録手数料

百六十五の四 狩猟者登録証再交付手数料

別表百六十五号の四の次に次の一号を加える。

百六十五の五 狩猟者記章再交付手数料

別表百六十六号中「又は」の下に「更新手数料若しくは」を加え、「

四百円」を「九百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年六月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二

項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、

昭和五十四年六月四日からその効力を生ずる。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する 町の名 称	同上の区域（昭和五十四年一月十日現在の地番による。）
卯垣一丁目	卯垣字奥山口の全域、卯垣字上土居のうち二六の一及び二六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、卯垣字東田のうち三二の一五、三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二七の一、二七の六から二七の八まで、三二の六から三二の八まで、三二の一、三二の一七、三二の一八、三三の一、三四の五及び三四の七と一体をなす国有地の一部以外の区域、卯垣字若木二六二の一、二六二の三、二六二の六から二六二の九まで、二六三の一、二六三の四、二六五の一、二六五の三、二六五の四、二六六の一、二六七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二の五及び二六八の三と一体をなす国有地の一部、卯垣字屋敷通のうち二七九以外の区域、卯垣字清水のうち二八一の一、二八一の二及び二八一の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、卯垣字ビクニン屋敷の全域、卯垣字長畑の全域、卯垣字二ノ谷の全域、卯垣字ヲカネガキの全域並びに卯垣字荅ノ谷の全域

卯垣二丁目

卯垣字上土居二六の一及び二六の六と一体をなす国有地の一部、卯垣字向卯垣一〇六の三、一〇六の六、一〇六の九、一〇六の二二、一〇六の二三、一〇七の二から一〇七の八まで、一〇八の二から一〇八の三まで、一〇九、一〇九の一、一一〇の一、一一〇の三、一一〇の四及びこれらと一体をなす国有地、卯垣字下釋免一八三の二、一八四の二、一八四の五から一八四の九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一八五の六と一体をなす国有地、卯垣字本株一八八の二、一八八の一四から一八八の一八まで、一八八の二五から一八八の二八まで、一八八の三〇、一八八の三一、一八八の四六、一八九の二、一八九の四から一八九の一三まで、一八九の一七から一八九の二六まで、一八九の二九、一九〇の二から一九〇の一まで、一九二の二、一九二の四から一九二の一五まで、一九二の一七から一九二の二二まで、一九三及びこれらと一体をなす国有地並びに一八八の三及び一八八の二九と一体をなす国有地の一部、卯垣字栗坪の全域、卯垣字下ハザマのうち二二二の二、二二二の三、二二八の二、二二八の三、二二八の一五から二二八の一八まで、二二九の二から二二九の四まで、二二〇の二から二二〇の四まで、二二二の一、二二二の三、二二二の四、二二二の六、二二二の七、二二二の二四から二二二の二七まで、二二二の四三から二二二の五四まで、二二五の二から二二五の五まで、二二五の八、二二六の一、二二六の三から二二六の九まで、二二六の二一から二二六の一七まで、二二八の一、二二九の二から二二九の四まで、二二九の六、二三〇の二から二三〇の五まで、二

卯垣三丁目

三一、二三二から三四まで、二三五の一、二三六の一、二四〇、二四五の一、二四五の三、二四六の一、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、卯垣字苦木のうち二六二の一、二六二の三、二六二の六から二六二の九まで、二六三の一、二六三の四、二六五の一、二六五の三、二六五の四、二六六の一、二六七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二の五及び二六八の三と一体をなす国有地の一部並びに二六九の三及び二六九の三以外の区域、卯垣字清水二八一の一、二八一の二及び二八一の四と一体をなす国有地の一部、立川町四丁目一七八の四、一八〇の二から一八〇の三まで、一八〇の五、一八一、一八一の一、一八一の二、一八一、一八三、一八四第一、一八四の二、一八六、一八八、一八九の一、一九一、一九二の二、一九二の四、一九三内第一、一九三の二、二〇四の二、二〇六の二、二〇七の三、二〇八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の二、一七八の二から一七八の三まで、一七九の三、一九二、一九二の一、一九四の一、一九五、二〇〇の二、二〇一の一、二〇二の一、二〇三の二、二〇五、二〇八の二及び二〇九と一体をなす国有地の一部並びに立川町五丁目一一の一、一一の一、一一の一五、一一の一六、一一の二、一一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四の一、一一四の五、一一五、一一八の一及び一一八の七と一体をなす国有地の一部

卯垣字向卯垣のうち一〇二の二から一〇二の一六まで、一〇二の二八、一〇二の二〇から一〇二の二四まで、一〇二の

三五、一〇三の一、一〇四の一、一〇六の三、一〇六の六、一〇六の九、一〇六の一〇、一〇六の一二、一〇六の一三、一〇七の一から一〇七の八まで、一〇八の一から一〇八の三まで、一〇九、一〇九の一、一一〇の一、一一〇の三、一一〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、卯垣字下植田一一三の二、一一三の三、一一三の六、一一三の一四、一一三の二〇、一一三の二六から一一三の二八まで、一一三の三一、一一三の三三、一一六の二、一一六の一〇、一一六の一二、一一六の一九、一一六の二四、一一六の二五、一一七の三、一一七の二〇から一一七の二二まで、一一七の二九、一一七の三一、一一七の三五、一一七の三六、一一七の三九、一一七の四〇、一一〇の三、一一〇の五から一一〇の八まで、一一〇の二九から一一〇の三一まで、一一〇の三五、一一四〇の三、一一四〇の四、一一四〇の一三から一一四〇の一六まで及びこれらと一体をなす国有地、卯垣字植田一三八の三、一三八の四、一三八の一〇から一三八の一四まで、一三九の二、一三九の三、一三九の五から一三九の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八の一と一体をなす国有地の一部、卯垣字石ヶ坪一四一の一から一四一の四三まで、一四一の四六から一四一の五七まで、一四二の一から一四二の六まで、一四三の一から一四三の九まで、一四三の一から一四三の二五まで、一四四の一から一四四の一八まで、一四四の二〇、一四五の一、一四五の四から一四五の八まで、一四六、一四七の一から一四七の八まで、一四八の一から一四八の七まで、一四九の二、一四九の四から一四九の九ま

で、一四九の二三、一四九の四四、一五〇の一、一五〇の四から一五〇の一五まで、一五〇の二五から一五〇の三〇まで、一五一の五、一五二の三、一五二次一及びこれらと一体をなす国有地の一部、卯垣字分木一五三の三、一五三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部、卯垣字向分木一六四の二、卯垣字下釋免一七八の六から一七八の二二まで、一七九の二、一七九の五、一七九の八から一七九の一まで、一七九の一三から一七九の二六まで、一七九の三一、一八〇の一、一八〇の三から一八〇の五まで、一八〇の七から一八〇の一〇まで、一八一、一八一の一から一八一の二二まで、一八二の一、一八二の三から一八二の四〇まで、一八三の一、一八三の三から一八三の一八まで、一八三の二〇から一八三の四五まで、一八四の三、一八五の三から一八五の六まで及びこれらと一体をなす国有地、卯垣字本株のうち一八八の二、一八八の一四から一八八の一八まで、一八八の二五から一八八の二八まで、一八八の三〇、一八八の三一、一八八の四六、一八九の二、一八九の四から一八九の一三まで、一八九の一七から一八九の二六まで、一八九の二九、一九〇の一から一九〇の一まで、一九二の二、一九二の四から一九二の一五まで、一九二の一七から一九二の二二まで、一九三及びこれらと一体をなす国有地並びに一八八の三及び一八八の二九と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに立川町五丁目九七の一、九七の八から九七の一二まで、九八の一、九八の五、九八の八、九八の一から九八の一六まで、九八の一八、九八の一九、九八の二二から九八の二九まで、一〇九の

卯垣四丁目

二、一〇九の二一、一〇九の二三、一〇九の二六、一〇九の
一七、一〇九の二二、一〇九の三三、一一〇の七、一一〇の一
六、一一〇の一七及びこれらと一体をなす国有地並びに九七
の五と一体をなす国有地の一部

卯垣字上河田八五及び八六と一体をなす国有地の一部、卯
垣字大崩の全域、卯垣字下大崩のうち九五の一、九五の二及
びこれらと一体をなす国有地以外の区域、卯垣字向卯垣一〇
二の一から一〇二の一六まで、一〇二の一八、一〇二の二〇
から一〇二の二四まで、一〇二の三五、一〇三の一、一〇四
の一、一〇六の一〇及びこれらと一体をなす国有地、卯垣字
下植田のうち一一三の二、一一三の三、一一三の六、一一三
の二四、一一三の二〇、一一三の二六から一一三の二八ま
で、一一三の三一、一一三の三三、一一六の二、一一六の一
〇、一一六の二二、一一六の一九、一一六の二四、一一六の
二五、一一七の三、一一七の二〇から一一七の二二まで、一
一七の二九、一一七の三一、一一七の三五、一一七の三六、
一一七の三九、一一七の四〇、一一〇の三、一一〇の五から
一一〇の八まで、一一〇の二九から一一〇の三一まで、一一
〇の三五、一四〇の三、一四〇の四、一四〇の二三から一四
〇の二六まで、一四〇の一九及びこれらと一体をなす国有地
以外の区域、卯垣字上植田一二三の一、一二三の二、一二三
の九、一二四の三、一二四の五、一二四の七、一二四の八、
一二四の一〇から一二四の一五まで及びこれらと一体をなす
国有地並びに一二四の四と一体をなす国有地の一部、卯垣字
植田一三九の一及び一三九の四、卯垣字下ハザマ二二二の

二、二二二の三、二二八の二、二二八の三、二二八の一五か
ら二二八の一八まで、二二九の一から二二九の四まで、二二
〇の一から二二〇の四まで、二二二の一、二二二の三、二二
一の四、二二二の六、二二二の七、二二二の二四から二二
一の二七まで、二二二の四三から二二二の五四まで、二二五の
二から二二五の五まで、二二五の八、二二六の一、二二六の
三から二二六の九まで、二二六の一から二二六の一七まで
及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字下澤三六一、三六三
の一及び三六三の二と一体をなす国有地の一部、岩倉字棚田
三六四及び三六五の二と一体をなす国有地並びに岩倉字下樋
掛四七五の七及び四七五の八と一体をなす国有地の一部

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域(昭和五十四年一月十日現在の地番による。)

卯垣字上土居

卯垣字上土居二六の一と一体をなす国有地の一部

卯垣字東田

卯垣字東田三二の一五、三三の二及びこれらと一体をなす
国有地並びに二七の一、二七の六から二七の八まで、三二の
六から三二の八まで、三三の一、三三の一七、三三の一
八、三三の一、三四の五及び三四の七と一体をなす国有地の
一部

卯垣字上河田

卯垣字上河田のうち八五及び八六と一体をなす国有地の一
部以外の区域

<p>卯垣字下大崩 国有地</p>	<p>卯垣字下大崩九五の一、九五の二及びこれらと一体をなす</p>	<p>卯垣字分木 卯垣字分木のうち一五三の三、一五三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>卯垣字下植田 卯垣字下植田一四〇の一九</p>	<p>卯垣字向分木 卯垣字向分木のうち一六四の二以外の区域</p>	<p>卯垣字上植田 卯垣字上植田のうち一二三の一、一二三の二、一二三の九、一二四の三、一二四の五、一二四の七、一二四の八、一二四の二〇から一二四の一五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>卯垣字下稗免 卯垣字下稗免のうち一七八の六から一七八の二二まで、一七九の二、一七九の五、一七九の八から一七九の二一まで、一七九の二三から一七九の二六まで、一七九の三一、一八〇の一、一八〇の三から一八〇の五まで、一八〇の七から一八〇の一〇まで、一八一、一八一の一から一八一の二二まで、一八二の一、一八二の三から一八二の四〇まで、一八三の一から一八三の一八まで、一八三の二〇から一八三の四五まで、一八四の二から一八四の九まで、一八五の三から一八五の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>卯垣字植田 卯垣字植田のうち一三八の三、一三八の四、一三八の一〇から一三八の一四まで、一三九の一から一三九の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>卯垣字下ハザマ 卯垣字下ハザマ二二八の一、二二九の一から二二九の四まで、二二九の六、二三〇の一から二三〇の五まで、二三一、二二三から二三四まで、二三五の一、二三六の一、二四〇、二四五の一、二四五の三、二四六の一、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>卯垣字石ヶ坪 卯垣字石ヶ坪のうち一四一の一から一四一の四三まで、一四一の四六から一四一の五七まで、一四二の一から一四二の六まで、一四三の一から一四三の九まで、一四三の一一から一四三の一五まで、一四四の一から一四四の一八まで、一四四の二〇、一四五の一、一四五の四から一四五の八まで、一四六、一四七の一から一四七の八まで、一四八の一から一四八の七まで、一四九の二、一四九の四から一四九の九まで、一四九の二三、一四九の二四、一五〇の一、一五〇の四から一五〇の一五まで、一五〇の二五から一五〇の三〇まで、一五一の五、一五二の三、一五二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>卯垣字苦木 卯垣字苦木二六九の三及び二六九の三</p> <p>卯垣字屋敷通 卯垣字屋敷通二七九</p> <p>岩倉字下澤 岩倉字下澤のうち三六一、三六三の一及び三六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
-----------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------------	--	---	---	--	--	---

岩倉字棚田	岩倉字棚田のうち三六四及び三六五の二と一体をなす国有地以外の区域
岩倉字下樋掛	岩倉字下樋掛のうち四七五の七及び四七五の八と一体をなす国有地の一部以外の区域
立川町四丁目	立川町四丁目のうち一七八の四、一八〇の二から一八〇の三まで、一八〇の五、一八一、一八一の二、一八一の二、一八二、一八三、一八四第一、一八四の二、一八六、一八八、一八九の二、一九一、一九二の二、一九二の四、一九三内第一、一九三の二、二〇四の二、二〇六の二、二〇七の三、二〇八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の二、一七八の二から一七八の三まで、一七九の三、一九二、一九二の二、一九四の二、一九五、二〇〇の二、二〇一の二、二〇二の二、二〇三の二、二〇五、二〇八の二及び二〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域
立川町五丁目	卯垣字下榊免一八四の四及びこれと一体をなす国有地並びに立川町五丁目のうち九七の一、九七の八から九七の二二まで、九八の一、九八の五、九八の八、九八の二一から九八の一六まで、九八の一八、九八の一九、九八の二二から九八の二九まで、一〇九の二、一〇九の二、一〇九の三、一〇九の六、一〇九の七、一一〇の二、一一〇の三、一一〇の七、一一〇の八、一一〇の九、一一〇の十、一一〇の十一、一一〇の十二、一一〇の十三、一一〇の十四、一一〇の十五、一一〇の十六、一一〇の十七、一一〇の十八、一一〇の十九、一一〇の二十、一一〇の二十一、一一〇の二十二、一一〇の二十三及びこれらと

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年六月七日 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会

委員会(県庁本庁舎七階)

廃止する字の
 卯垣字奥山口、卯垣字大崩、卯垣字向卯垣、卯垣字本株、卯垣字栗坪、卯垣字清水、卯垣字ビクニ屋敷、卯垣字長畑、卯垣字二ノ谷、卯垣字ヲカネガキ、卯垣字老ノ谷

一体をなす国有地並びに九七の五、一一四の二、一一四の五、一一五、一一八の二及び一一八の七と一体をなす国有地の一部以外の区域

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市奥谷九三四番地	橋 徹夫
倉吉市越殿町一五四四番地の二	福 井 勢津恵
倉吉市越殿町一五四四番地の二	蔵 富 賢之助
日野郡溝口町金屋谷六二九番地	入 江 正

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十四年五月二十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾泰章

千代川 昭和五十四年六月一日及び同月二日（投網にあつては、同月一日から同月九日まで、引懸（ソロ）にあつては同月一日から同月十六日まで）。ただし、智頭町大字市瀬笹ヶ山川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流、八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流及び佐治川の区域において、同月一日から同月二十三日正午まで

天神川 昭和五十四年六月一日から同月九日まで（投網にあつては、同月一日から同月二十日正午まで）

日野川 昭和五十四年六月一日から同月九日まで（投網にあつては、同月一日から同月十五日まで）

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和54年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和54年5月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
 - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
 - (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 2 受験申込手続
- (1) 申込受付期間

- 昭和54年9月3日(月)から同月7日(金)まで
- (2) 申込みの方法
- ア 申込受付場所
鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所
- イ 提出書類
- (イ) 受験申込書
- (イ) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書、実務経歴証明書等)
- (ウ) 写真 2枚(申込み前3箇月以内に撮影した正面無帽、上半身の横4センチメートル縦4.5センチメートルのもの)
- (エ) 住民票抄本 1通
- (3) 受験手数料
3,000円(受験申込書の所定欄に3,000円に相当する鳥取県収入証紙をはること。この場合、消印しないこと。)
- 3 試験の期日、場所等
- (1) 期日
昭和54年10月21日(日) 13時から15時まで
- (2) 場所
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
- (3) 携行品
受験票及び筆記用具
- 4 試験の内容及び方法
宅地建物取引業に関し必要な知識について筆記試験により行う。
- 5 合格者の発表
昭和54年11月20日(火)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。
- 6 その他
詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。